



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年10月9日(火) 第9641号

目次

| | ページ |
|-------------------------------|-----|
| 告 示 | |
| ○群馬県消防防災表彰規程の一部を改正する告示(消防保安課) | 2 |
| ○群馬県准看護師試験の実施(医務課) | 3 |
| ○道路の区域変更(道路管理課) | 3 |
| ○同 | 4 |
| ○道路の供用開始(同) | 4 |
| ○同 | 5 |
| 正 誤 | |
| ○平成30年9月25日群馬県告示第269号(蚕糸園芸課) | 5 |

■ 告 示

◎群馬県告示第二百七十三号

群馬県消防防災表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十月九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県消防防災表彰規程の一部を改正する告示

群馬県消防防災表彰規程(昭和三十九年群馬県告示第三百七十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「に際し」を「又は災害に備えた危険度の高い業務において」に改める。

第八条第一項中「市町村長」の下に「(一部事務組合の管理者又は理事長を含む。以下同じ。)」を加え、同条第二項第一号中「災害」を「賞じゆつ金を授与することが相当であると認められる事実の」に改め、同項第二号中「災害」を「賞じゆつ金を授与することが相当であると認められる事実」に改める。

別記様式第七号中「添冊」を「添冊袋」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の群馬県消防防災表彰規程の規定は、平成三十年八月一日以後に授与すべき事由が生じた賞じゆつ金から適用する。

◎群馬県告示第274号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、群馬県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成30年10月9日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 試験日時及び方法 平成31年2月10日（日）午後1時から 筆記試験
- 2 試験場所 高崎市中大類町501 高崎健康福祉大学
- 3 試験科目 保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第23条に掲げる試験科目
- 4 受験資格 保健師助産師看護師法第22条各号のいずれかに該当する者
- 5 提出書類
 - (1) 受験願書
 - (2) 受験資格を証明する書類 卒業証明書若しくは修業証明書又は卒業見込証明書若しくは修業見込証明書
ただし、卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出した者は、平成31年3月5日（火）午後5時までに卒業証明書若しくは修業証明書又は卒業判定証明書（指定養成所を卒業できると判定されたことを証する書面）若しくは修業判定証明書（指定養成所で准看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面）を提出すること。なお、同日までに卒業判定証明書又は修業判定証明書を提出した者は、同月15日（金）までに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。
なお、期限内に未着の場合は、当該受験を無効とする。
 - (3) 写真 出願前6月以内に、脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもの
 - (4) 受験票
- 6 受験料 6,900円（群馬県収入証紙又は払込書による。）
なお、納付された受験料は、返還しない。
- 7 受験願書の提出期間 平成31年1月7日（月）から同月9日（水）までの午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（郵送の場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。）
- 8 受験願書の提出先 〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県健康福祉部医務課看護係
- 9 受験票の交付 受験願書受理後、受験票を送付する。
- 10 合格発表 平成31年3月7日（木）午前10時 群馬県庁2階県民センター前掲示板及び群馬県ホームページにおいて発表する。
- 11 試験結果の開示 平成31年3月7日（木）から同年4月8日（月）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、上記8の場所において行う。
- 12 その他
 - (1) 試験会場の収容人数に達し次第、願書の配布は終了する。
 - (2) 試験について不明な点は、群馬県健康福祉部医務課看護係（電話027-226-2538）に問い合わせること。

◎群馬県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月9日

群馬県知事 大澤 正 明

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル |
|-------|---------|-------------------------------------|--------|---------------|-------------|
| 県道 | 前橋安中富岡線 | 富岡市富岡字清水2293番の6地先から同市同字同2292番の1地先まで | 前 | 29.3～37.2 | 18.9 |
| | | | 後 | 29.3～39.7 | 18.9 |

◎群馬県告示第276号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月9日

群馬県知事 大澤 正 明

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル |
|-------|--------|------------------------------------|--------|------------------------|-------------|
| 県道 | 伊勢崎深谷線 | 伊勢崎市境平塚字権現407番地先から同市同字下川原2472番地先まで | 前 | 3.0 6.1～7.4 12.0 | 329.0 |
| | | | 後 | 12.0 | 329.0 |

◎群馬県告示第277号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月9日

群馬県知事 大澤 正 明

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|-------|-------|--------------------------------|------------|
| 県道 | 太田境東線 | 太田市西野谷町125番の4地先から同市同167番の2地先まで | 平成30年10月9日 |

◎群馬県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月9日

群馬県知事 大澤 正 明

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|-------|---------|-----------------------------------|------------|
| 県道 | 前橋安中富岡線 | 高崎市若田町字屋敷裏179番地先から同市同字同180番の2地先まで | 平成30年10月9日 |

■ 正 誤

○告示正誤

平成30年9月25日群馬県告示第269号（第二種区画漁業の免許の内容たるべき事項等）

| 発行番号 | ページ | 行 | 誤 | 正 |
|--------|-----|-------|-----------------|--------------|
| 第9637号 | 2 | 32～33 | 伊勢崎市境下湊名九反田3115 | 伊勢崎市境下湊名3115 |

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111